

道路占用掘削及び復旧工事基準

第1章 (総則)

第1条	目的	48
第2条	適用範囲	48
第3条	工事の指示または変更	48
第4条	工期	48
第5条	事務の調整	48
第6条	提出書類	48
第7条	情報提供等	48
第8条	騒音振動対策	49
第9条	工事の実施	49
第10条	工事現場の管理	49
第11条	品質管理	50
第12条	競合工事	50
第13条	紛争の防止等	50
第14条	工事に起因する損害又は紛争の処置	50
第15条	報告	50
第16条	条件の変更、その他	50
第17条	写真撮影	51
第18条	工事現場の照明	51
第19条	後片付け及び清掃	51
第20条	施工時の留意事項	51
第21条	火気の取扱い	51
第22条	埋設物の防護	51

第2章 (掘削)

第23条	一般事項	52
第24条	埋設物の事前確認及び保安措置、 電線共同溝等の近接施工	52

第25条	占用工事の制限	52
第26条	舗装の取りこわし	53
第27条	濁水処理	53
第28条	掘削	53
第29条	街路樹の保護	54
第30条	土留工	54
第31条	特殊工法	54
第32条	公共基準点等	55
第33条	覆工板	55

第3章 (埋戻し)

第34条	埋戻し前の点検	56
第34条の2	埋戻し転圧	56
第35条	埋戻し材	57
第36条	路面の仮復旧	58
第37条	杭、矢板等の残置	58

第4章 (本復旧)

第38条	本復旧	58
第39条	復旧の対象	59

第5章 (検査)

第40条	検査方法	59
第41条	判定	59
第42条	工事記録写真	59
第43条	費用負担	60
第44条	占用工事の評価	60

第6章 (責任期間)

第45条	責任期間	60
第46条	削除	

第7章 (路面復旧の範囲)

第47条	裁定方法	6 1
第48条	コンクリート舗装道	6 2
第49条	アスファルト舗装道	6 2
第50条	平板ブロック・タイル・ インターロッキング等の舗装道	6 5
第51条	その他 [砂利道等]	6 5
第52条	路盤工	6 6
第52条の2	路面標示	6 6

第8章 (道路復旧構造基準)

第53条	構造基準	6 6
------	------	-----

第9章 (その他)

第54条	改良土の基準・良質土の基準	6 6
第55条	削除	
第56条	その他	6 7

資 料

道路復旧構造基準表	6 8
改良土の基準	7 2
良質土の基準	7 2
公共基準点管理要綱	7 3

第1章 総 則

(目的)

第1条 この基準は、法令その他に定めがあるものを除くほか、道路占用掘削及び復旧工事（以下「工事」という。）の施工にあたり遵守すべき事項を定め、道路占用工事の安全かつ円滑な施工及び道路の構造の保全並びに機能の維持を図ることを目的とします。

(適用範囲)

第2条 工事は、すべてこの基準書に基づき施工してください。ただし占用工事に関連する橋りょう添架等の特殊工事は、別途道路管理者の指示に従ってください。

2 道路占用の許可若しくは同意を受けようとする者又はこれを受けた者（以下「道路占用者」という。）は、当該道路占用に係る許可書又は同意書（以下「道路占用許可書」という。）に付された条件（以下「許可条件」という。）及びこの基準に定めるところによるとともに、工事の実施に関する諸規定を遵守して工事を施工してください。

3 この基準のほか、道路管理者が必要と認めた場合は別に指示することがあります。

(工事の指示または変更)

第3条 道路占用者は、工事の施工において許可条件及びこの基準により難しい事情が生じたときは、その旨を道路管理者に届け出し変更指示を受けてください。

(工期)

第4条 道路占用者は、道路占用許可書に記載された工期内に工事を完成してください。ただし、やむを得ない事情により工期内に完成できないときは、事前に道路占用・掘削工事期間変更届を提出し協議をしてください。

(事務の調整)

第5条 年次計画に基づくもの、また大規模な占用工事については事前に道路管理者及び所轄警察署長と協議し工期工程の調整を行ってください。

(提出書類)

第6条 道路占用者は、工事が完了したときは、2週間以内にしゅん工届を提出してください。

(情報提供等)

第7条 道路占用者は、工事を開始するまでの間に「道路工事等における標示及び保安施設の設置基準（平成19年4月1日神奈川県制定）」及び「道路工事現場における標示

設等の設置基準について（平成 18 年 3 月 31 日付け国道利第 37 号国道国防第 205 号国土交通省道路局通知）」並びに「道路工事現場における工事情報看板及び工事説明看板の設置について（同 国道利第 38 号国道国防第 206 号路政課長通知）」に準拠した工事情報看板を設置し、工事に関する情報を提供するとともに、施工中は当該工事が占用工事であることを道路利用者が明確に認識できるような表示板等を設置してください。

（騒音振動対策）

第 8 条 道路占用者は、工事の施工にあたり、「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」（昭和 51 年 3 月 2 日付け建設省経機発第 54 号）及び関係法令を遵守し、騒音及び振動の防止又は軽減を図り、生活環境の保全に努めてください。

- 2 道路占用者は、工事の施工に起因して著しい騒音や交通振動が発生していると認められる場合は、道路管理者の指示により騒音や交通振動の測定を行うこととします。
- 3 道路占用者は、前項の測定の結果、基準を超過している場合は速やかに振動の防止又は軽減を図るための措置を講じてください。

（工事の実施）

第 9 条 工事の実施にあたっては、事前に施工区間、目的、時期、方法等について、近隣住民、町内会等、各学校長、行政センター、消防署、一般廃棄物収集の担当部署に工事概要を周知し協力を求めてください。

（工事現場の管理）

第 10 条 工事中の工事現場及び周辺の交通管理については、所轄警察署長からの道路使用許可条件によります。特に車両等の通行止めを行う場合は、迂回路標識を適切な位置に配置し混乱を招かないようにしてください。

- 2 道路占用者は、工事用資材及び発生土等を常に整然として管理すると共に、交通開放部分と現場とは柵、塀等で完全に区分し、通行者の安全を確保し事故の防止に努めてください。なお、事故が発生した場合又は発生する恐れがあるときは、直ちに適切な対応を行うとともに、速やかに道路管理者及び関係機関に連絡しその指示を受け必要な措置を講じてください。また、その事故原因を究明して、再発防止のための対策を講じてください。
- 3 道路占用者は、工事期間中迂回路を含む現場付近の道路の維持補修（清掃を含む）を行い、路面、道路附属構造物及び排水施設等を常に点検し、施設の機能を妨げないでください。
- 4 工事期間中は保安員等を配置し、歩行者等の安全確保に努めることとし、工事中工事区域以外の道路に工事用車両、資材、残土等を置かないでください。
- 5 家屋等に接近して工事を行う場合は、その出入りを妨げず、破損・移動・紛失等のな

いよう十分注意し施工してください。

(品質管理)

第 11 条 道路占有者は、工事に使用する材料について、必要な時期に所定の場所に準備し適切に保管してください。

2 道路占有者は、工事に使う材料について道路管理者が指定する基準値を満足するように品質管理をしてください。また、道路管理者が品質管理に係る資料（写真等）の提出を求めた場合は、速やかに提出をしてください。

(競合工事)

第 12 条 道路占有者の工事が他の占有工事と同一路線において競合する場合は、施工日程等の詳細について十分な調整を行ってください。

(紛争の防止等)

第 13 条 道路占有者は、工事現場が隣接または前条のように同一路線において他の占有工事と競合する場合は、相互協調の上、紛争等を防止するように努めてください。

2 道路占有者は、工事の施工中においては、次の各号に掲げる行為は禁止します。

(1) 道路の構造に影響を及ぼす行為

(2) 安全かつ円滑な道路交通を妨げる行為

(3) 公衆に迷惑を及ぼす行為

3 道路占有者は、工事現場内の安全巡視を行い、風紀衛生、火災及び盗難に対して細心の注意を払ってください。

(工事に起因する損害又は紛争の処置)

第 14 条 道路占有者は、工事に起因して道路構造物に損傷を与えた場合若しくは第三者に損害を与えた場合又は第三者と紛争が生じた場合は、速やかに道路管理者に報告し、道路占有者の責任において損害の賠償又は紛争の解決をしてください。

(報告)

第 15 条 道路占有者は、前条により処置を行ったときは、必ず道路管理者に報告書を提出してください。

(条件の変更、その他)

第 16 条 道路管理者が必要と認めたときは、工事方法又は条件の変更をすることがあります。道路占有者がこの基準書、許可条件、道路管理者からの指示を履行せず、又は履行が不完全のときは、道路管理者は当該工事の全部または一部を中止させることもあり

ます。

- 2 道路管理者が工事の手直しを命じたときは、道路占有者は速やかにその指示に従ってください。

(写真撮影)

第 17 条 道路占有者は、工事着手前、工事施工中及び工事完了後における現場の状況並びに不可視部分の出来形、特に暗渠伏越し等の重要な段階の工事状況写真（工事施工、工事出来形）を撮影し、道路管理者に提出してください。

- 2 工事出来形の写真撮影は、掘削深さ、幅、厚さ、構造物の幅、高さ等を幅広テープ、スタッフ等を正確にあて、目盛り判読が可能なように行ってください。

(工事現場の照明)

第 18 条 工事の施工が夜間である場合は、照明機材を設置してください。

(後片付け及び清掃)

第 19 条 道路占有者は、その責任と費用負担において工事に伴う土砂等の残材や廃物、資機材等の後片付け及び排水施設等の清掃を工期内に完了してください。

(施工時の留意事項)

第 20 条 道路占有者は、工事の施工中、周囲の地盤のゆるみ又は沈下について常に注意して、特に近接埋設物について危険のないように掘削を行ってください。

- 2 埋設物を露出させたまま工事を施工する場合は、埋設物の管理者と連絡、調整のうえ事故のないように留意するとともに、必要に応じて適切な措置を講じた後、掘削を行ってください。

(火気の取扱い)

第 21 条 引火のおそれのある埋設物等の付近においては、溶接機、切断機などの機械器具を使用しないでください。

(埋設物の防護)

第 22 条 工事のために露出した地下埋設物に対し受け防護又は吊り防護を行う場合には、事前に埋設物の管理者と協議を行ってください。

第2章 掘 削

(一般事項)

第23条 道路を掘削する場合は、原則として当日中に埋戻し、仮復旧して交通を開放できる状態にしてください。

2 道路を横断して掘削する場合は、片側通行を確保しながら施工してください。

やむをえず通行止めをして施工する場合は、所轄警察署長の許可を得ると共に所轄消防署長に届出て緊急時の対策をとってください。

(埋設物の事前確認及び保安措置、電線共同溝等の近接施工)

第24条 道路占有者は、工事着手前に工事区域並びにその周辺の埋設物の位置、構造及び老朽度を調査し、埋設物の確認及び保安のために必要な措置を講じてください。

2 工事施工中は、周辺の地盤のゆるみ又は沈下について常に注意し、近接埋設物に危険が予想される場合はただちに防護措置をとってください。

3 親杭横矢板、鋼矢板、ライナープレート等の設置のための穿孔等を行うときは、埋設物の無いことが明確な場合を除き、通常埋設物が予想される2m程度まで試掘と併せて深針等を行い、埋設物の存在が確認されたときは必要に応じて布掘り又はつぼ掘りを行ってこれを露出してください。

4 工事中埋設物が露出した場合及び掘削部周辺に埋設物があることが確認された場合は、これらの埋設物を維持し、工事中の損傷及び公衆災害を防止する為に万全を期するとともに、道路管理者、道路占有者及び埋設物所有者の三者による協議を行ない、その協議によって定められた保安上の措置の実施区分にしたがって常に点検等の措置を行ってください。

(1) 露出した埋設物が既に破損していた場合には、道路占有者はただちに道路管理者及びその埋設物所有者に連絡し、埋設物所有者の責任において完全な修理等の措置をしてください。

(2) 露出した埋設物が埋戻しの後に破損するおそれのある場合には、道路管理者及び埋設物所有者に連絡し道路占有者が協議して原因者が責任を持って完全な修理等の措置をしてください。

(占用工事の制限)

第25条 舗装の新設又は全面的な補修をした道路は、次の掲げる期間は占用工事を施工できません。

ただし、止むを得ない理由(災害の防止・事故の復旧・危険防止・小規模な開発・建築確認による家屋等の新築に伴う掘削等)があると道路管理者が認めたときは、制限を解除することができます。

この場合の路面復旧は原則として全幅員とし、車道幅員（側溝部等を含む）9 m以上の道路（以下「幹線道路」という。）及びバス路線の復旧延長は6 m以上、その他の道路は4 m以上とします。

- (1) 幹線道路及びバス路線は、舗装工事が完了した日から、5年間。
- (2) 幹線道路及びバス路線以外の路線は、舗装工事が完了した日から、3年間。
- (3) 歩道は舗装工事が完了した日から、3年間。

2 原則として、前項の舗装の新設又は全面的な補修とは道路管理者が行う工事及び第5条に該当する規模の工事を対象とし、各戸引込管の埋設等の事前の調整が困難な小規模な占用工事による舗装の新設や補修については、占用工事の制限の対象外とします。

(舗装の取りこわし)

第26条 舗装の切断は、すべてコンクリートカッター等で直線に、かつ路面に垂直に行ってください。

2 舗装破砕片及び下層の掘削土砂はただちに工事現場から搬出し、道路上に放置したり、路上で小割り作業をしないでください。

(濁水処理)

第27条 舗装版切断作業時に発生した濁水については、産業廃棄物の汚泥として処理をしてください。

2 道路占用者は、産業廃棄物の汚泥の処分許可を得ている業者と委託契約を締結してください。また、施工者が自ら運搬を行う場合を除き、産業廃棄物の汚泥の収集運業許可を得ている業者と委託契約を締結してください。

3 道路占用者は、道路管理者が必要な資料提出を求めた場合は、舗装版切断作業時に発生した濁水の収集・運搬・処分に関する計画書、道路占用者と処分業者で締結した委託契約書の写し及び処分業者の許可証の写し等の書類を提出してください。

(掘削)

第28条 掘削は、次の各号に掲げる事項を遵守して施工ください。

- (1) 掘削は、布掘りまたはつぼ掘り若しくは推進工法又はこれに準ずる工法とし、たぬき掘り、えぐり掘りはしないでください。
- (2) 側溝の下部において管の埋設若しくは管の撤去を行う際は、開削又は推進工法にて施工し、たぬき掘り、えぐり掘りはしないでください。
- (3) 掘削は、特に指示した場合を除いて、当日に復旧可能な範囲としてください。
- (4) 軟弱地盤または湧水地帯で湧水若しくは溜り水がある場合は、その排水を路面に放流しないでください。ただし、やむを得ず道路の排水施設に放流する場合には、道路管理者の指示を受けて沈砂濾過施設等を設けてから行ってください。

- (5) 湧水または溜り水が多量の場合や、掘削に伴い地盤沈下等を起こすおそれのある箇所を施工する場合は、土砂の流出、地盤沈下等を防止するために、グラウト工、その他適当な工法により施工してください。
- (6) やむを得ず水道、ガス等の各戸引込み管の側溝、暗渠等の伏越しを行う場合は、推進工法又はこれに準ずる工法で施工してください。

(街路樹の保護)

第 29 条 工事区間内に植栽されている樹木類は、十分養生して保護してください。また、掘削の際、むやみに根の切断をしないで下さい。ただし、地下埋設者の布設工事等を行う上でやむを得ないときは、次の点に留意し施工してください。

- 2 根はのこぎり、剪定ばさみ等で枯死しないよう丁寧に切断してください。
- 3 樹木類が根の切断により倒れる可能性がある場合は、支柱を設置する等必要な処置をとってください。
- 4 その他道路管理者が必要と認めて指示したときは、その指示に従ってください。

(土留工)

第 30 条 掘削の深さが 1.5m を越え切り取り面にその箇所の土質に見合った勾配を保ち得ない場合は、必ず土留工を施してください。この場合深さが 4 m を越えるときは、親杭横矢板、鋼矢板、ライナープレート等を用いた土留を行ってください。

- 2 土留工に作用する土圧の計算は、学会その他で技術的に認められた方法及び規準に従い、施工期間中降雨等による条件の悪化を考慮して行い、土留工の構造は、計算の結果得られた値に十分に耐えるものを使用してください。
- 3 土留工を施してある間は監視員を配置し常時点検を行い、土留用部材の変形、その緊結部のゆるみなどの早期発見に努力し事故防止に努めてください。
- 4 土留工を施してある間必要がある場合は、絶えず地下水位、地盤沈下及び移動を観測して記録し、地盤の隆起、沈下等異状が発生したときは、保全上の処置をとりその旨を道路管理者その他関係者に通知してください。

(特殊工法)

第 31 条 以下の工法については、各号に掲げる事項を遵守して施工ください。

1 推進工法

- (1) たて坑（発進口及び到達口）の土留工には第 30 条を遵守し、掘削に際してはたぬき掘り、えぐり掘り等をしないでください。
- (2) 薬液注入工法、グラウト工法の施工にあたっては国土交通省等が定める規準に基づき施工するものとし、あらかじめ道路占用許可申請（協議）書に位置、範囲、施工工法等を添付し道路管理者の許可を得てください。

- (3) 工事实施前及び実施後の工事現場付近の路面の高低差を測定し、その結果を道路管理者に提出してください。
- (4) 工事現場に於ける路面や道路構造物に変動が生じないように施工してください。また、異状が発見されたらただちに道路管理者に報告し、その指示を受けた後、原状回復又はそれに変わる措置をしてください。

2 シールド工法

- (1) 土砂搬出の設備の設置箇所及び土砂搬出の方法は、あらかじめ道路管理者の承認を受けてください。土砂搬出設備は土砂の飛散等を防止する措置を講じ、外観は都市美観を損なわないようにしてください。
- (2) たて坑（発進口及び到達口）を設置する際に道路管理者が指示した場合は、当該部完了後、完成検査を受けてください。
- (3) 道路占有者は次の各号について、道路管理者が資料の提出を求めた場合は速やかに提出してください。
 - ア 路面の変動状況
 - イ 坑内からの排水状況
 - ウ シールドの計画法線に対する変異量
 - エ セグメントの直円からのひずみ量
 - オ 覆工の内空断面の水平、垂直各々の最大変位量
- (4) 覆工背面の充填は、十分にしてください。
- (5) 事故防止対策は、十分な措置をとってください。
- (6) 工事現場における路面や道路構造物に変動が生じないように施工するとともに異状が発見されて場合は、直ちに道路管理者に報告し、その指示を受け原状回復又はそれにかわる措置をとってください。

(公共基準点等)

第 32 条 公共基準点、道路境界標には、破損、移動、紛失等の内容十分注意し施工してください。公共基準点、道路境界標を破損、移動、紛失した場合は、別添（公共基準点管理要綱、公共基準点の使用、保全要領）を参考にしてください。

(覆工板)

第 33 条 覆工板、桁、杭等仮設構造物は、十分安全な構造物で設計施工してください。なお、企業者において独自の規格があればそれを使用することもできます。ただし、その場合は、あらかじめ資料を提出し道路管理者の承諾を受けてください。

2 覆工は安全で強固なものとし、原則として鋼製覆工板又は鉄筋コンクリート製覆工板を使用してください。その構造については、道路管理者の承諾を受けるものとしてください。

- 3 覆工板は、応力に十分耐え、はね上がり、振動等によりゆるみを生じないよう、受け桁に固定させてください。
- 4 覆工板は、面と面とを圧着させて凸凹やばたつき、はね上がり、隙間が生じないように設置し、表面は十分な滑り抵抗のあるものを使用してください。
- 5 舗装路面と覆工板との接合部は、アスファルトコンクリートで高低差のないように擦付け、常に注意して交通の支障のないように維持してください。また、その擦付けは、縦断方向及びマンホール周りは5%以下、横断方向は10%以下の勾配に施工してください。
- 6 歩道に設置する覆工板は、在来の歩道形態を保持する構造とし、隙間のないよう取り付け必要に応じ歩車道の境界にはガードフェンス等を設置してください。
- 7 覆工部に地下への出入り口を設ける場合には、原則として作業現場内に設けてください。やむをえず作業場以外に設ける場合にも、車道部に設置しないでください。
 - (1) 地下への出入り口には1.2m以上の堅固な囲いを設置し、確認し得る色彩、照明を施してください。
 - (2) 前項の囲いを設けた扉は、出入りのとき以外は閉鎖してください。
- 8 資機材等搬入・搬出にあたり覆工板の一部をはずす場合は、必ずその周辺に保安施設を設け、専任の誘導員を配置し関係者以外の立ち入りを防止し、夜間には照明設備を設置してください。また、資機材等の搬入・搬出作業が終了したときは、直ちに覆工板を復元してください。
- 9 覆工部は、保安要員を配置し、常時点検して次のことに注意してください。
 - (1) 所要の強度を維持してください。
 - (2) 機能低下のないように補修、取換えを行ってください。
 - (3) 固定部にゆるみが生じないように維持してください。
 - (4) 予備覆工板を用意してください。

第3章 埋 戻 し

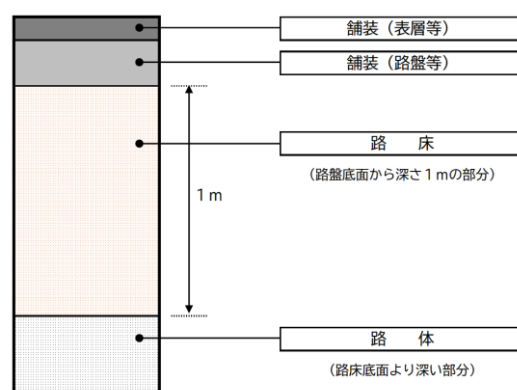
(埋戻し前の点検)

第34条 埋戻しに先立ち、掘削箇所内を十分に点検し、水みちの制止等は完全に行ってください。

(埋戻し転圧)

第34条の2 路床(路盤底面から深さ1mの部分)は一層の仕上り厚が20cm以下となるように転圧し、路体(路床底面より深い部分)は一層の仕上り厚が30cm以下となるように転圧してください。【図一I】

2 将来、沈下、陥没等を起こさないように十分に締固めてください。管理基準は神奈川県土木工事施工管理基準に示すとおりとします。



(図一 I 路床と路体)

(埋戻し材)

第 35 条 埋戻しに使用する材料は、埋設物上面 30 cm まで砂、再生砂 (RC-10) 又は改良土 (20-0) を使用し、その上面は再生砕石、砕石、砂又は良質土、改良土 (40-0 または 20-0) を使用してください。

2 砂、砕石、再生砕石の規格は、次に示すとおりとします。

規格 材料	粒 径		塑性指数	CBR 値
	最大径	75 μ m フルイ通過量		
再生砂	10mm 以下		——	——
砂	10mm 以下	10%以下(埋戻用)	——	——
砂	10mm 以下	4%以下(クッション用)	——	——
砕石 (C-40)	40mm 以下	10%以下	6 以下	修正 CBR 値 30%以上
再生砕石 (RC-40)	40mm 以下	10%以下	6 以下	修正 CBR 値 30%以上

3 良質土、改良土は、「改良土の基準」「良質土の基準」(P. 72) に定める品質及び品質管理基準に適合するものとし、道路管理者の承諾を受けたものを使用してください。

4 埋戻しは、特に指示がない限りは当日中に仮復旧まで完了してください。

(路面の仮復旧)

第 36 条 仮復旧は、工事中の交通障害を緩和するための措置であり、埋戻し完了後速やかに行なってください。

- 2 仮復旧の表層は、常温合材または加熱合材とし再生合材の使用も含めるものとします。ただし砂利道または道路管理者の指示があった場合はこの限りではありません。
- 3 道路占有者は、道路本復旧を施工するまでの期間、施工現場を巡回し、路面の沈下、表層の破損、排水処理、路面標示（白線等）その他不良箇所の点検を行うと共に、異常箇所を発見したときはただちに補修を行い交通の円滑を図ってください。
- 4 前項の場合、道路の周辺的生活環境を保全するため、道路交通にともなう騒音及び振動の防止または軽減を図るよう特に配慮してください。
- 5 仮復旧後、復旧箇所の横側に「道路占有工事に伴う占有者別路面標示要領」（P. 75）により道路占有者の符号を路面に標示してください。
- 6 路面標示は、仮復旧の時点でもペイント等で復元すると共に、本復旧完了後は直ちに所定の法令に従い復旧してください。

(杭、矢板等の残置)

第 37 条 残置は原則として禁止とします。やむを得ず杭、矢板等を残置する必要がある場合は道路占有許可申請（協議）時に道路管理者の許可を得てください。

- 2 残置をする場合は、幹線道路及びバス路線については原則として車道部は路面から深度が 2.5m 以上、歩道部は路面から深度 1.5m 以上で切断してください。また、それ以外の路線については路面から深度 1.5m 以上で切断してください。なお、工事施工中に残置の必要が生じた場合は道路管理者の許可を得てください。
- 3 残置物件が生じた場合は、残置物件を明らかにした図面等を道路管理者に提出してください。

第 4 章 本 復 旧

(復旧方法)

第 38 条 本復旧は、以下の通り施工をしてください。

- (1) 復旧工事は次の各号に掲げる場合を除き、道路占有者が行ってください。
 - ア 道路管理者が行う道路工事の先行工事として行う場合
 - イ 道路占有者が競合して掘削する場合で、道路管理上、道路管理者が一括して復旧することが適当と判断した場合
 - ウ その他、道路管理者が特に必要と認めた場合

- (2) 本復旧は仮復旧に使用した路盤材及び合材等を撤去し、路床面の有害物を除去し新たな復旧構造に基づき規定の材料を使用し施工してください。

(復旧の対象)

- 第 39 条 本復旧に先立ち、当初申請により許可を受けた復旧範囲または道路管理者による復旧範囲の裁定（第 7 章 路面復旧の範囲）を受け、指示する道路構造（第 8 章 道路復旧構造基準）に基づき復旧工事をしてください。
- 2 他の占用工事と競合する路面復旧は関連工事終了後一括裁定により、同一施工者による同時舗装復旧としてください。状況により全面復旧となることもあります。
- 3 復旧構造は、特に指示しない限り原形復旧を原則としてください。
- 4 復旧の対象は、道路及びその付属構造物（街路樹、縁石、排水施設、ガードレール、街路灯等）として、対象範囲は占用工事区間はもちろん工事用迂回路も含むものとしてください。

第 5 章 検 査

(検査方法)

- 第 40 条 検査は、現地立会いまたは道路占用者より提出されたしゅん工届に添付されたしゅん工図、写真等により、第 39 条（復旧の対象）の基準に従い行います。
- 2 写真により判定出来ない部分は、コアを採取及び必要な試験を指示し判定を行うこともあります。

(判定)

- 第 41 条 検査の結果、不合格と判定された場合は、指示された範囲を速やかに再施工してください。

(工事記録写真)

- 第 42 条 工事写真は、次の各号のものを撮影し、しゅん工届に添付してください。

(1) 着手前及び完成写真

占用工事の起点から終点方向へポール等工事区間が分かるように同一方向、同一箇所より撮影してください。

(2) 施工中

主なものとして、舗装切断工（切断状況、濁水処理状況）、舗装取壊工、掘削工、土留工、排水工、敷設工（埋設深さ、占用物件の土被り、既設埋設物が露出した場合は占用物件との隔離距離、撤去管等の堀上状況）、埋戻工（各層毎）、

路盤工（各層毎）、舗装仮復旧工、不陸整正工、舗装工（乳剤散布、敷均し・転圧温度）、ライン工等の施工状況写真及び出来形について撮影してください。

特に、工事完了後に確認ができなくなるもの（埋設深さや路盤の出来形、乳剤の散布・塗布等）については確実に撮影するようにしてください。

(3) その他道路管理者が必要とするもの。

前号に該当しない工程等についても、道路管理上必要なものについて提出を求めることがあります。

(費用負担)

第 43 条 検査に要する費用は、すべて道路占有者が負担してください。

(占用工事の評価)

第 44 条 道路管理者は、占用工事に関し現地立会いから工事完了までそれぞれの段階で評価し総合判断を行います。その際、最低評価となった道路占有者に対し、道路管理者は「占用工事の強化」について勧告をすると共に、一定期間、当該道路占有者による一切の占用掘削申請の許可を停止することがあります。

第 6 章 責 任 期 間

(責任期間)

第 45 条 道路占有者が工事した道路構造物に瑕疵があるときは、当該工事完了の日から 2 年間道路占有者がその補修をする責任を負うものとします。ただし、砂利道及び街路樹はその期間を 1 年間とします。

2 責任期間中、復旧箇所が破損した場合又は占用工事に起因する影響が周囲の路面及び付属構造物に現れた場合は、道路管理者の指示するところに従い復旧してください。

3 道路占有者の故意又は重大な過失により瑕疵が生じた場合は、全ての道路構造物についてその期間を 5 年間とします。

4 工事完了後にしゅん工届が提出されない場合の責任期間は、しゅん工届が提出される日までに加え、しゅん工届が提出された日から起算して 2 年間（砂利道及び街路樹は 1 年間）とします。

第 46 条 削除

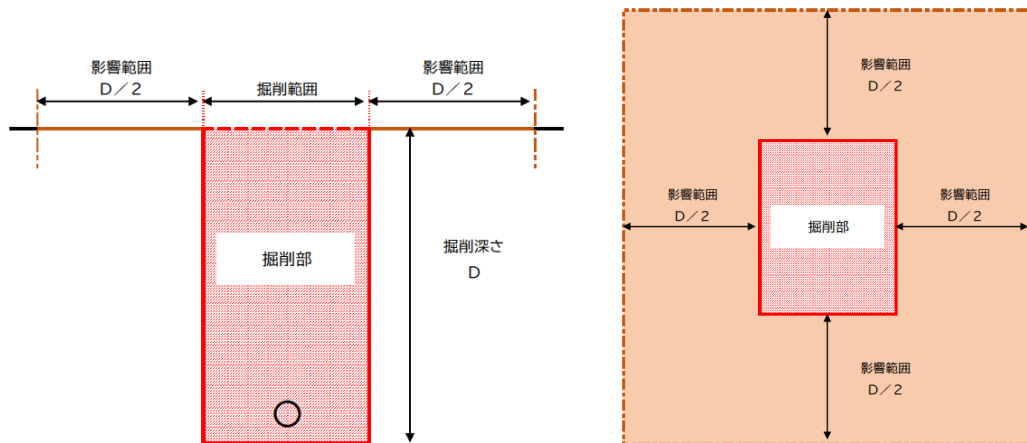
第7章 路面復旧の範囲

(裁定方法)

第47条 占用工事に伴う道路復旧範囲は、掘削箇所はもちろん掘削工事による影響範囲

【図一Ⅱ】も含め原則として当初申請により許可をした範囲としますが、場合により現地立ち会いのうえ決定することもあります。また、特別な理由があり道路管理者が認めた場合は別に指示することがあります。

- 2 道路の復旧構造は、第8章道路復旧構造基準（以下「構造基準」という）によります。ただし、特別な理由があり構造を変更する場合は、道路管理者の指示する構造にしてください。
- 3 舗装別の裁定基準は、次の第48条から第51条の各項とします。
- 4 電柱・電話柱等の柱類及びマンホール等については下記基準以外で特殊な復旧方法を認める場合があります。

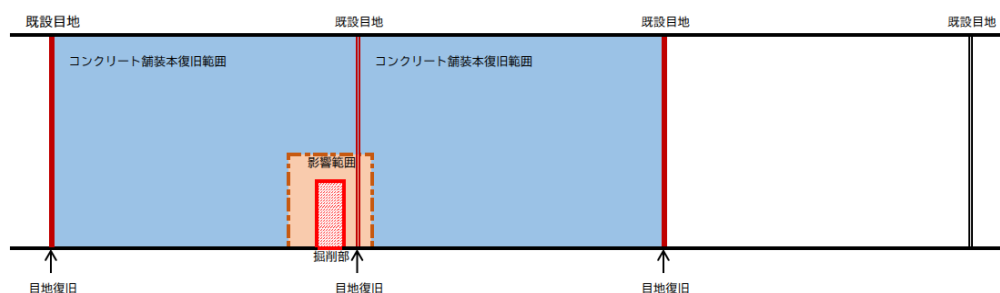


(図一Ⅱ 影響範囲)

(コンクリート舗装道)

第 48 条 コンクリート舗装道は、1ブロック内の僅少部分を掘削しても路面復旧に際しては原則として1ブロックを、更に他に影響部分があればそれを含めて算定します。なお、現況の舗装状況によっては、別に指示することがあります。また、本復旧を行う際、既存の舗装と継目が生じる場合には、目地材（エラストイト）を入れてください。【図一Ⅲ】

- 2 幹線道路を復旧する場合のセメントコンクリートの強度は、曲げ強度で 4.5N/m^2 または圧縮強度 36N/m^2 以上とします。なお、幹線道路以外の道路を復旧する際のセメントコンクリートの強度は、圧縮強度 18N/m^2 以上とします。



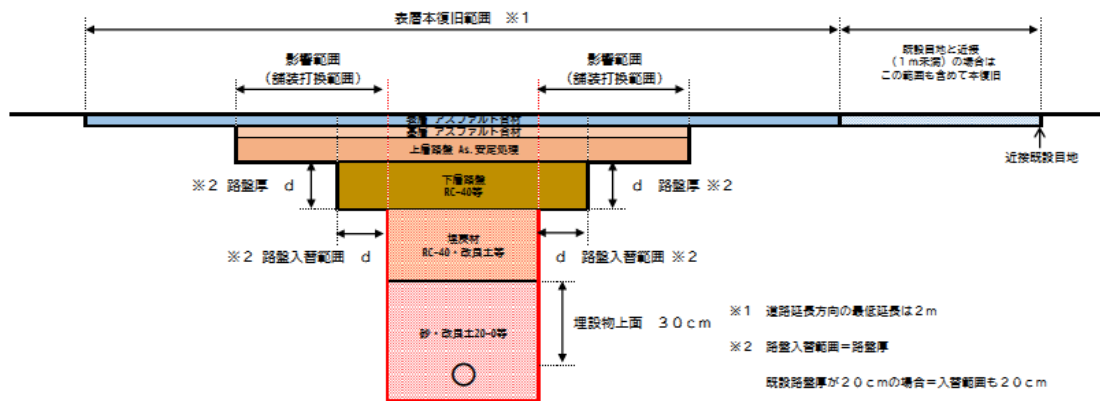
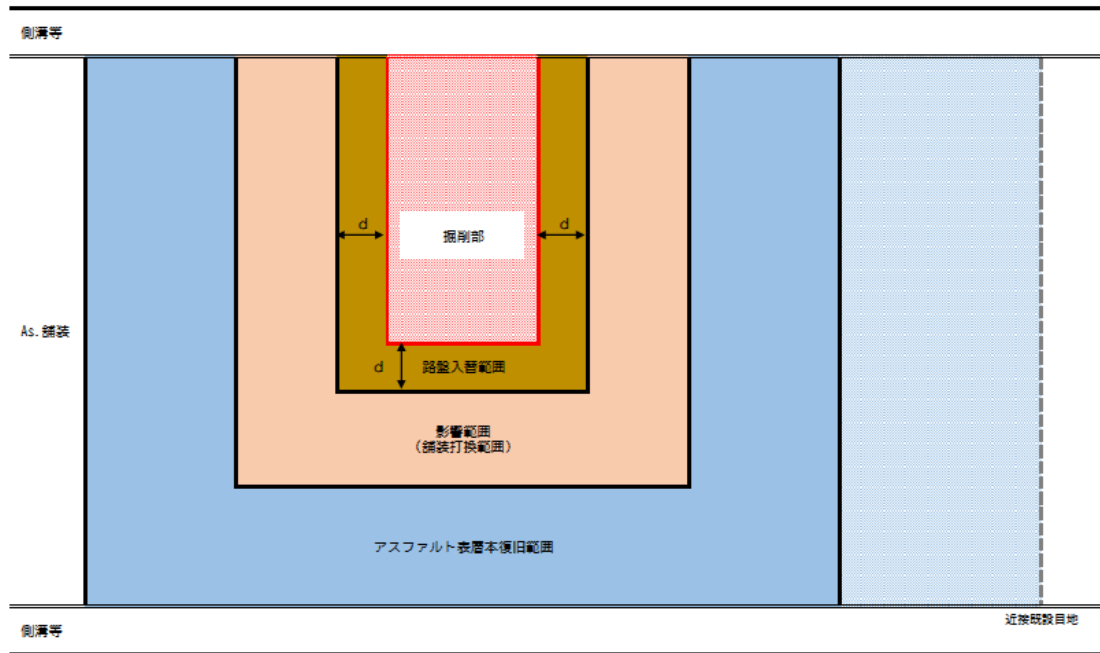
(図一Ⅲ コンクリート舗装の本復旧範囲の例)

(アスファルト舗装道)

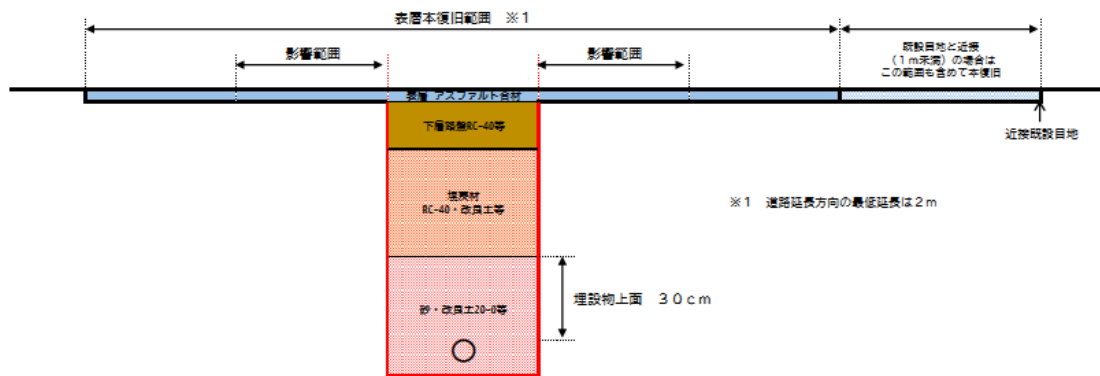
第 49 条 アスファルト舗装道は、舗装版（表層）に関わる復旧範囲は原則として車線区分のあるときは車線、車線区分のないときは全幅又は半幅としてください。ただし、幅員 4 m 以下（原則として側溝等を除くアスファルト舗装面で 4 m 以下）の道路については全面復旧とします。また、復旧範囲に近接して既存の目地がある場合、そこまでの残りの部分が 1 m 未満のときは復旧範囲に包含して裁定し、1 m 以上でも、道路管理者が必要と認めた場合は復旧範囲として裁定することがあります。【図一Ⅳ】

- 2 歩道は、原則として表層は全幅復旧としてください。
- 3 道路の延長方向の復旧部分範囲は、最低でも舗装版（表層）で 2 m を確保してください。
- 4 連続点掘復旧部分間の距離が 5 m 未満のときは、舗装版（表層）の打換または切削オーバーレイをしてください。なお、上記 5 m 未満の区間についても道路構造の保全上必要な場合は路盤からの打換を指示することもあります。

- 5 競合する供給管工事及び取付管工事は、道路構造上、連続点掘と同様に影響を生じることとなるので、工事調整を十分に行い施工目地の減少に努めてください。
- 6 舗装構成や路面の状況、交通量等により、表層の目地を斜めにする、2層以上の舗装の場合に目地をずらすなどの振動を軽減する方法を指示することがあります。
- 7 本復旧を行う際の表層に使用する材料は、加熱アスファルト若しくは再生加熱アスファルトを使用してください。ただし、特殊な舗装(透水性舗装、排水性舗装、半たわみ性舗装等)の場合は現況に合わせた材料を使用してください。なお、使用材の温度低下が懸念されるような気温及び箇所(小運搬で施工するような場所等)では、再生加熱アスファルトの使用は控えてください。
- 8 加熱アスファルト等は、敷き均し後、ローラーによって十分に締固めてください。ただし、ローラーによる締固めが不可能な箇所はタンパ、プレート等で十分に締固めてください。
- 9 原則として、アスファルト安定処理は1層の仕上がり厚10cm以下、基層及び表層は1層の仕上がり厚7cm以下で施工してください。
- 10 一部の特殊な舗装を除き、敷均時にはプライムコート、タックコートを行ってください。横継目、縦継目及び構造物との接合面には、瀝青材料の塗布(サイドタックコート)を行ってください。なお、プライムコートの散布量は1~2 L/m²、タックコートの散布量は0.3~0.6 L/m²を標準とします。
- 11 アスファルトを二層以上、連続(即日)で舗装する場合は、タックコートの散布を省略してかまいません。この場合でも、横継目、縦継目及び構造物との接合部には、瀝青材量の塗布(サイドタックコート)を行ってください。
- 12 透水性舗装、排水性舗装を除き、表層の打ち継ぎ目にはシールコートを施工してください。
- 13 継目は十分に締固めて密着させ平たんに仕上げてください。なお、既に舗装した端部が十分に締固められていない場合や亀裂が多い場合は、その分を切取ってから隣接部を施工してください。



(図一IVの1 アスファルト舗装の本復旧範囲の例/路盤入替を行う場合)

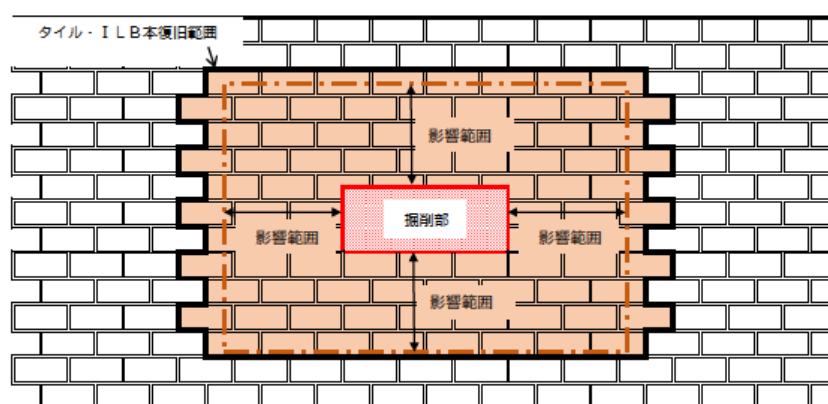


(図一IVの2 アスファルト舗装の本復旧範囲の例/路盤先行の場合)

(平板ブロック・タイル・インターロッキング等の舗装道)

第 50 条 平板ブロック等の舗装延長、舗装幅員の取り方は【図一V】によります。なお、歩車道境界ブロック又は他の構造物等に接して掘削する場合は、影響範囲は片側だけを見込むものとし、復旧線がブロック等の僅少部分に当たるときはその1枚分としてください。

- 2 復旧材料の再使用は認めますが、破損材は同種・同色材にて補充してください。
- 3 視覚障害者用の平板舗装（点字・誘導ブロック等）及び商店街等において施工並びに管理されている歩道等は、関係者と協議の上、道路管理者が決定します。



(図一V タイル舗装・インターロッキングブロック舗装の本復旧範囲の例)

(その他[砂利道等])

第 51 条 その他砂利道等の復旧に当たっては、次のことに注意してください。

- (1) 材料の組成を適正に保ってください。
- (2) 排水を完全にするため、路面勾配を適正に施工してください。
- (3) 路面を平坦にしてください。
- 2 材料は、原則として再生砕石 (RC-40) を使用してください。
- 3 敷き均し厚さは、一層 20 cm以下としてください。切り込み砕石を敷き均し後、横断形状を整えてください。
- 4 締固めは、ローラーによって十分に締固めてください。ただし、ローラーによる締固めが不可能な箇所はタンパ、プレート等で十分に締固めてください。

(路盤工)

第 52 条 路盤工（この条でいう「路盤」とは、砕石系路盤のみで、アスファルト及びセメントで安定処理されたものは除きます。）の範囲は、すべて掘削面積にその構造の路盤工の厚さ分だけ拡張した範囲としてください。（P.64・第 49 条【図—IVの 1】参照）

- 2 路盤の転圧については、下層路盤は一層の仕上り厚が 20cm 以下となるように転圧し、上層路盤は一層の仕上り厚が 15cm 以下（振動ローラーにより転圧する場合は 20cm 以下）となるように転圧を行ってください。
- 3 アスファルト舗装厚が 5 cm 以下の道路及びコンクリート舗装厚が 15 cm 以下の道路及び歩道については、道路管理者の承認により掘削した範囲を埋設時施工（以下「路盤先行」という。）することが出来ます。（P.64・第 49 条【図—IVの 2】参照）ただし、交通量等の状況により、路盤入替を指示することがあります。
- 4 路盤先行とする場合は、仮復旧状態での自然転圧期間を 30 日以上確保してから本復旧してください。自然転圧期間を確保できない場合は、路盤の仕上り厚を第 5 項第 2 号のとおりとしてください。
- 5 路盤先行とする場合の路盤の仕上り厚は、特に指示がない場合以下のとおりとしてください。
 - (1) 自然転圧期間を確保できる場合は、既設の舗装構成（路盤厚）と同じ。
 - (2) 自然転圧期間を確保できない場合は、既設の舗装構成（路盤厚）に 5cm を増した厚さ。

(路面標示)

第 52 条の 2 路面標示は、溶融式で原形どおりに復旧してください。

第 8 章 道路復旧構造基準

(構造基準)

第 53 条 占用工事に伴う舗装別構造基準は、別図のとおりです。ただし断面寸法は仕上がり厚としてください。

第 9 章 そ の 他

(改良土の基準・良質土の基準)

第 54 条 別添による。

第 55 条 削除

(その他)

第 56 条 本基準書のほか、公衆に係わる区域で工事を施工するには「建設工事公衆災害防止対策要綱」（令和元年 9 月 2 日国土交通省告示 496 号）を参考にして施工してください。

※本基準の内容について疑義が生じた場合及び記載のない事項については、別途協議を行うものとします。

附 則 この基準は、昭和 50 年 6 月 14 日から施行する。
 この基準は、昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。
 この基準は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。
 この基準は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
 この基準は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
 この基準は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

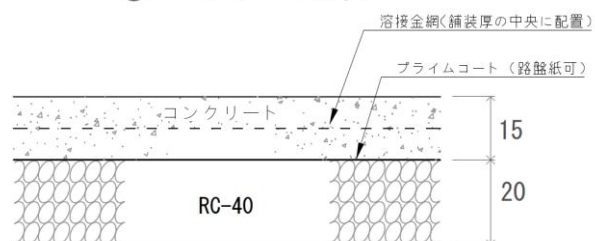
資 料

構造基準 第 53 条 道路復旧構造基準表

	一般道 N1～N4 交通	幹線道路 N5～N7 交通	歩 道
第 48 条 コンクリート舗装	②	③	①
第 49 条 アスファルト舗装	④⑤⑥⑦ ⑧⑨⑰⑱	④⑤⑥⑦⑧ ⑨⑩⑪⑰⑱	④⑰ ⑱⑲
第 50 条 タイル舗装	⑬⑱	⑬⑱	
第 50 条 インターロッキング舗装	⑭⑱	⑭⑱	⑳㉑ ㉒
第 50 条 コンクリート 平板ブロック舗装	⑫	⑫	⑫
第 51 条 砂利			㉓

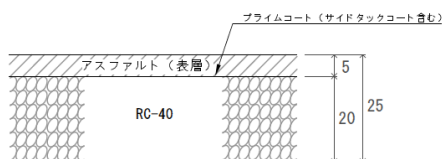
一般道路

②コンクリート舗装

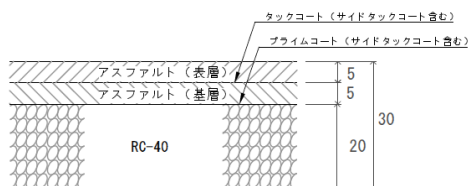


幹線道路及び一般道路（共通）

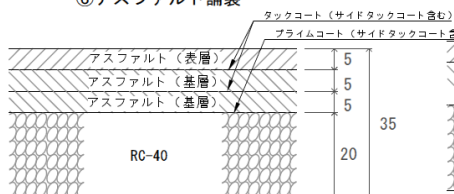
④ アスファルト舗装



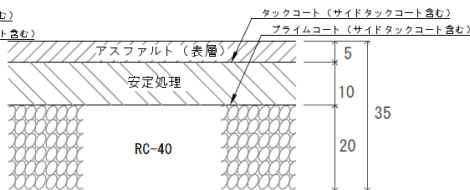
⑤ アスファルト舗装



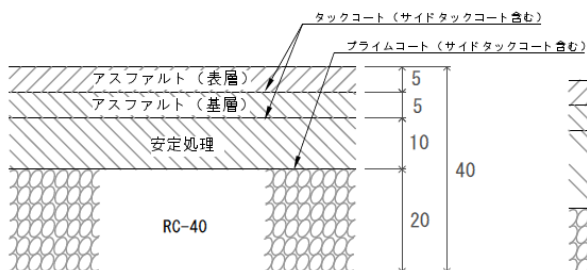
⑥ アスファルト舗装



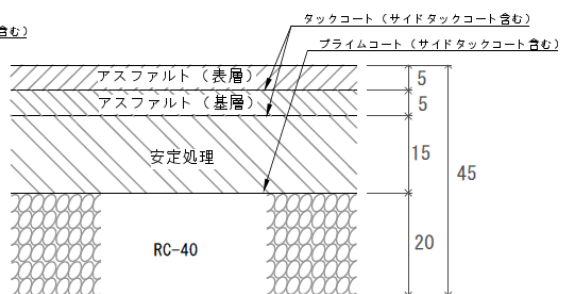
⑦ アスファルト舗装



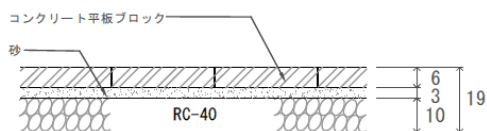
⑧ アスファルト舗装



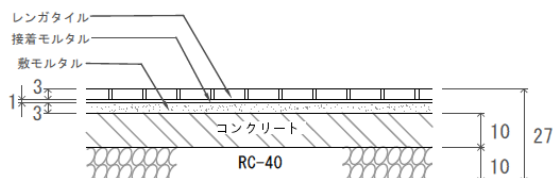
⑨ アスファルト舗装



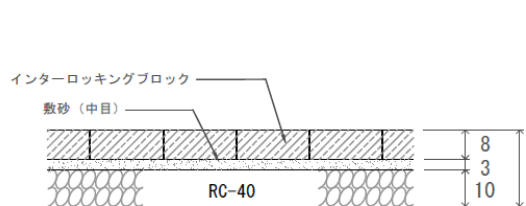
⑫ コンクリート平板ブロック舗装



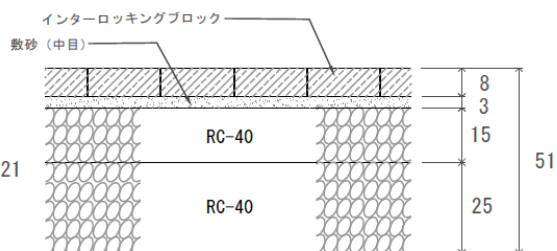
⑬ レンガタイル舗装



⑭ インターロッキング舗装

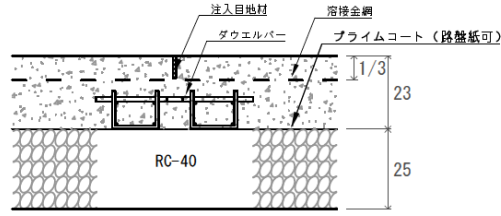


⑮ インターロッキング舗装



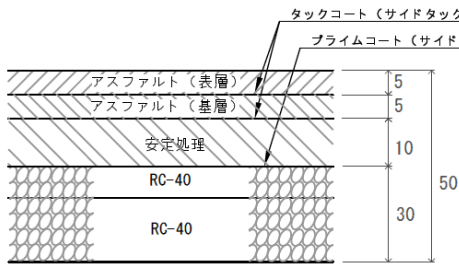
幹線道路のみ

③コンクリート舗装

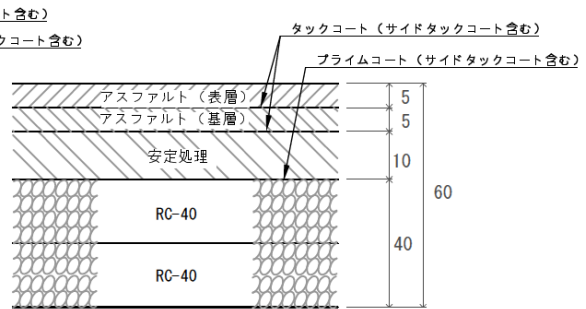


コンクリート

⑩アスファルト舗装

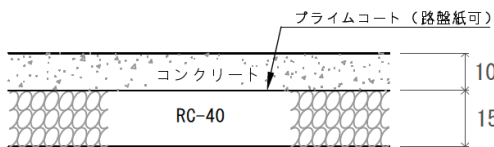


⑪アスファルト舗装

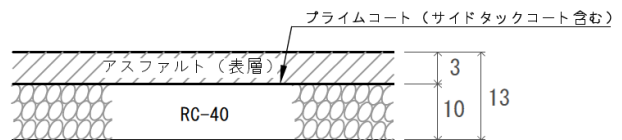


歩道

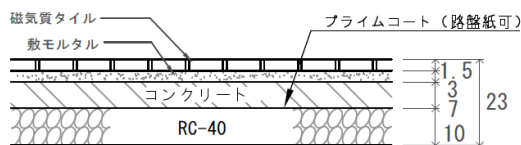
①コンクリート舗装



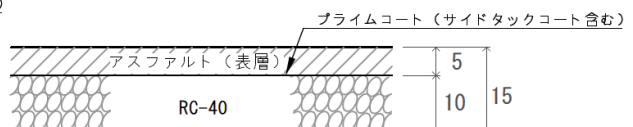
⑦アスファルト舗装



⑬タイル (床陶板)

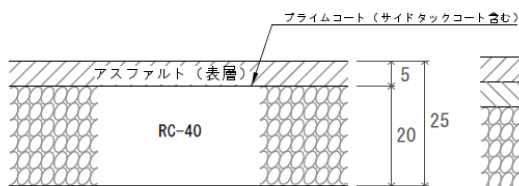


⑧アスファルト舗装

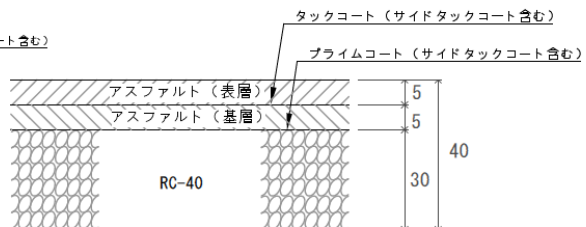


切下げ箇所

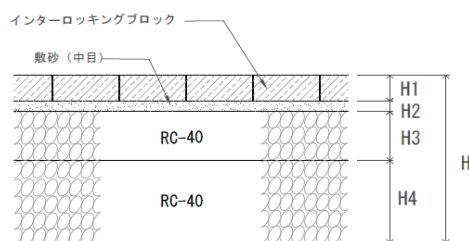
④ アスファルト舗装



⑯ アスファルト舗装



⑳㉑㉒ インターロッキング舗装



記号	寸法表(単位: mm)					備考
	舗装厚 H	インターロッキングブロック h 1	敷砂 h 2	RM-40 h 3	RC-40 h 4	
⑳ ILB-1	190	60	30	—	100	歩道用
㉑ ILB-2	260	80	30	—	150	車道用 4 t 未満
㉒ ILB-3	350	80	20	100	150	車道用 4 t 以上

その他 (砂利道等)

㉓ その他 (砂利道等)



改良土の基準

- 1 改良土の使用については、事前に道路管理者と協議をし、「道路占用・掘削許可申請書」を提出するときに申請書、図面にその旨明記してください。
- 2 対象残土は q_c （コーン指数） 2 kg/c m^2 以上とし、最大粒径 40mm 以下のものとしてください。
- 3 添加材は石灰系・セメント系あるいはこれに類するものとし、添加後の改良土は無公害であり、地下埋設物に対して腐食等の影響を及ぼさないものとします。
- 4 改良土のCBR値は、10%以上とします。又、在来土のCBR値が10%以上の現場は改良土のCBR値を同程度とし、許容範囲は+20%程度としてください。
- 5 締固めを十分に行い、埋戻し改良土の強度は、埋戻し用山砂・再生砕石等の強度と同程度としてください。
- 6 施工後による定期検査の結果報告書を作成し、道路管理者に提出してください。
- 7 改良土の使用箇所でも道路補修の必要が生じたときは、埋戻し材を変更してください。

良質土の基準

良質土の品質は、表-1の基準値を満たすこと。

表-1

試験項目	基準値	試験項目	試験頻度
土質区分	砂、砂質土	視照合	同一土質について3個以上
最大粒径	40mm 以下		
75 μm ふるい 通過質量百分率	25%以下	粒度試験	
CBR	6%以上	CBR 試験	

公共基準点管理要綱

(総則)

第1条 本市が設置した公共基準点の管理については、測量法（昭和24年法律第188号）に定めがあるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(用語)

第2条 この要綱において「公共基準点」とは、公共測量により設置した測量成果及び測量記録を有する永久標識をいう。

(閲覧)

第3条 公共基準点の測量成果又は測量記録を閲覧しようとする者は、市長にその旨を申し出なければならない。

(使用)

第4条 公共基準点を使用して測量をしようとする者は、あらかじめ市長の使用承認を受けなければならない。

2 前項の規定により承認を受けた者が、公共基準点の使用を終了したとき又は公共基準点に異状を発見したときは、市長にその旨を報告しなければならない。

(保全)

第5条 公共基準点の付近でその効用を害するおそれのあると市長が認める工事を施工する者（以下「工事施工者」という。）は、あらかじめ市長にその旨を届け出て、その指示に従って事故の負担により当該公共基準点の保全に必要な措置を講じなければならない。

2 公共基準点が設置されている土地の所有者又は占有者（以下「土地所有者等」という。）の都合により公共基準点を一時撤去又は移転する必要があるときは、土地所有者等はあらかじめ市長にその旨を届け出なければならない。

(効用阻害の確認)

第6条 工事施工者は、当該工事の施工前及び、施工後に自己の負担により当該公共基準点を測量し、その結果を市長に報告しなければならない。

2 前項の公共基準点の測量方法及び効用阻害の判定基準等については、別に定める。

(機能回復義務等)

- 第7条 工事施工者は、公共基準点の効用を阻害したとき又は一時撤去したときは、自己の負担においてその機能を原状に復さなければならない。ただし、原状に復することが困難なときは、自己の負担において公共基準点を移転させることができる。
- 2 前項の場合において、土地所有者等から第5条第2項の届け出があったときは、機能回復又は移転に要する費用は本市が負担するものとする。
- 3 第1項の規定による公共基準点の機能回復又は移転は、別に定める測量基準等により行うものとする。

(測量者)

- 第8条 公共基準点の測量を実施する者は、別に定める基準により選定するものとする。

(その他の事項)

- 第9条 この要綱の施工に関し必要な事項は、建設部長が定める。

附 則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。